

指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準の改正案

○新様式の被保険者証に係る取扱い

旧	新
<p>(被保険者証等への記載) 第十二条 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護等に関し、利用者の被保険者証の療養給付記録又は健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。</p>	<p>(健康手帳への記載) 第十二条 指定訪問看護事業者は、提供した指定老人訪問看護に関し、指定老人訪問看護を受ける者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。</p>

○従来の様式の被保険者証に係る経過措置  
(改正省令の附則に規定)

- この省令による改正前の様式による健康保険被保険者証への必要な事項の記載については、なお従前の例による。